

□ 今月のことば □



## 日本弁理士会の国際活動

副会長 吉田 維夫



### 日本弁理士会の国際活動の現状

ご承知のとおり、日本弁理士会では、従来から海外諸国／諸機関との関係を重視し、各国関係官庁やWIPO等の国際機関の業務に関する協力をを行い、また米国のAIPLA、中国の中華全国専利代理人協会幹部、韓国の大韓弁理士会理事会等の各国代理人団体等との協力・交流を積極的に図っている。さらに、我が国関係省庁、関係機関との連携において海外諸国／諸機関における知財保護に関連する事項についての様々な活動を展開している。特に、我が国は、知財先進国として、知財保護制度の確立や必要な人材の育成を必要としている国々に対する協力・援助の責務を負っており、日本弁理士会でもそのような責務の遂行のために積極的に協力している。例えば、WIPOのPCTリフォームワーキンググループやSCP（Standing Committee on the Law of Patents）等への代表の派遣を3～4回／年、米国AIPLAとの交流会を4回／年、中華全国専利代理人協会幹部および大韓弁理士会理事会との交流会をそれぞれ1回／年の他、日中韓三国弁理士（専利代理人）の協議会を1回／年程度の頻度で行っている。また、特許庁国際課等の求めに応じて諸事項の協議やあるいは講師派遣等の協力をを行い、社団法人発明協会のアジア太平洋工業所有権センターの人材育成事業に対する講師派遣等の協力やジェトロの要請に応じて貿易投資円滑化支援事業のための講師派遣等の協力を行っている。

しかしながら、我々弁理士を取り巻く環境は最近急速にかつ大きく変化してきており、日本弁理士会の国際活動においても、それに即応した対応を含め、従来の活動の域を超えてさらなる活発かつ幅広いものが必要とされているように思われる。

### 弁理士を取り巻く最近の環境の変化

弁理士を取り巻く最近の環境は、国内外を問わず、極めて急速にかつ大きく変化しつつある。国内においては、知的財産戦略大綱の策定以来、幅広い分野にわたって議論が続けられ、本年7月に発表された知的財産推進計画に沿って具体化が図られている。そして、かかる状況下に、我々弁理士の業務も従来とは異なる異質の分野についても広がりを見せつつある。コンテンツビジネスや大学TLO然りであり、大学の知財本部における教育等の支援、小、中、高校での知財教育に対する支援、各地域や中小企業・ベンチャー企業等における知財の保護・活用のための支援然りである。

かかる国内の環境の変化だけでなく、対外的にも、弁理士を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、それにしたがって弁理士が関与すべき事項が急速に増大しつつある。国際的には、知財保護のための事務処理の減量化が図られつつあることは紛れもない事実であり、そのために各国／機関において出願手続の簡略化、方式の統一化、審査資料の相互利用等がすでに一部で具体化され、またさらなる進展に向けての検討が進められている。商標に関するマドリッドプロトコルや日米欧3極間での審査資料の相互利用等はまさにその具体化例である。そればかりでなく、APEC諸国間では所定の一国で登録された特許については各国でその効力を認めようとする動きがあることが、新聞等で報道されている。また、模倣品・海賊版対策のために知的財産権の侵害に対する輸入差止め等の水際対策や国内取締りが強化されようとしている。

よって、かかる環境の変化に即応して、必要な情報を各国に向けてタイミングよく発信してゆくことは重要なことである。また、海外の環境の変化に適切に対応することができるように十分な対策を取ることも必要である。

### 環境変化に対する今後の対応

そのような対応を可能にするためには、本年度に創設された国際活動センターのような組織をより発展させ、その機能を適切に利用してゆくことが重要と思われる。本年度においては、従来の国際関係の4つの委員会すなわち国際活動委員会、海外協力委員会、産業競争力推進委員会、国際政策委員会を統合し、新たな委員会として国

際活動センターを創設した。この委員会では主要な活動の実態に対応して欧米部会、アジア部会、産業競争力部会、国際政策部会からなる構成を採用しているのであるが、委員会活動に関しては各部会間の横断的な協力もあって極めて効率的かつ効果的な活動が可能になっており、その意味でこの委員会改編は成功であったと言える。しかしながら、より活発かつ広範な活動を展開してゆくためには、現在の委員会としての組織では自ずと限界があり、より発展的な組織の創設が必要ではないかとも思われる。その1つの方策としては、附属機関としての国際活動センターの構築が考えられる。それによって、より適切な活動を、必要に即してまた継続性をもって、より流動的に、より活発かつ広範に行うことが可能となると思われる。

#### おわりに

附属機関としての国際活動センターの構築に関する上記の見解は、筆者の私見にすぎない。国際活動センターを附属機関とすべきかについては、現在国際活動センターの国際政策部会においてご審議頂いている。今後会員間で十分な議論がなされ、適切な結論が得られれば幸いである。

## 「知的財産セミナー」 in 鹿児島(10月18日開催)のご報告

副会長 松尾 憲一郎

1. 鹿児島市でのセミナー開催が最終決定したのが9月中旬、案内用のパンフレット作成が完了したのが10月初頭であった。パンフレット作成前の9月下旬に鹿児島県、市、商工会議所その他の関係個所の説明に赴き、開催日の10日前にパンフを持参して正副会長会で鹿児島へ2度目のお願いに出かけた。  
参加者数200名の予定で大見得を切った日本弁理士会主催のセミナーは、いづこへ説明に行っても予定の1/3で御の字、へたをすると50名?の参加者かも知れないとの苦言を数多くいただいた。
2. 実を言えば、このセミナーはこのような過酷な状況の中で企画されて、準備がスタートしたものである。  
しかし、セミナー終了の結果を先に申し述べると260名以上の参加者、予定会場に収容できない50名以上は別室のモニターで参加するという「とんでもない」嬉しい結果で終了した。  
何故か? 知財戦略を標榜する我々に何か示唆するものが在るのかも知れないと思ひ筆をとった次第である。
3. まず、セミナーの場所が鹿児島市ということに一つの大きな意義があった。南の端で行うセミナーは、農産物その他の特産品を柱の一つとする鹿児島経済の中であって、「ブランド」保護のテーマが、県民に密接な係わりを有していたということである。特に、来年3月に開業する新幹線の鹿児島乗入れと相俟って関心と興味を掻き立てた。  
知財戦略推進事務局長の荒井氏のグローバルで格調高い基調講演の後に催されたパネルディスカッションでは鹿児島の特産品にまつわるブランドの裏話も披露されて活気ある議論となった。鹿児島ならではのテーマであったと思われる。
4. 次いで、鹿児島農産品は知財に護られ今後の鹿児島経済の牽引力となるという元気印の議論があった。  
パネラーの一言、「知財で一番化けるのは農業」は主催者側の我々にも大変なカルチャーショックを与えた。  
我々弁理士の中で、農業分野に知財のマーケットを見ていた者が何人いたであろうか。私は個人的に某県の農業施策において知財要素を加味すべきとの県方針を体験していたので、将来の弁理士の活躍分野に「農業」もあることを確信した次第である。  
少々の誇張もあるが、このパネラーの一言は、今回の鹿児島市でのセミナーの本質と我々知財の専門家の射程方向をも顕示したのものとしてまことに記憶に残る名言であったと本誌を借りて感謝申し上げる次第である。
5. 以上のような内容でとにもかくにも第1回タウンミーティングとしての「知財セミナー in 鹿児島」は大成功裏に終了し、著作権を主体とした第2回の福岡セミナー(平成16年1月17日(土) 1:00~4:00)に大きなはずみとなった。